

養老町第一回臨時会会議録

平成二十五年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十五年五月八日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 養老町斎苑特別委員会の中間報告について
- 日程第五 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第六 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第七 専決処分の承認について（平成二十四年度養老町一般会計補正予算）
- 日程第八 議案第四十九号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定について
- 日程第九 議案第五十号 養老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第十 同意第一号 固定資産評価員の選任同意について

- 日程第十一 議案第五十一号 東部中学校大規模改造工事（第一期）請負契約の締結について
- 日程第十二 選任第二号 常任委員会委員の選任について
- 日程第十三 選任第三号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第十四 選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十五 選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第十六 選任第六号 行財政改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十七 推薦第一号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第十八 同意第二号 監査委員の選任同意について（追加日程）
- 日程第一 許可第一号 議長の辞職許可について
- 日程第二 選挙第一号 議長選挙について
- 日程第三 許可第二号 副議長の辞職許可について
- 日程第四 選挙第二号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- 議長 松永民夫
- 新議長 田中敏弘
- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

十番	十三番	十二番	十一番	九番	八番	七番	六番	五番
皆川雅子	水谷久美子	岩瀬進	中村辰夫	松永民夫	田中敏弘	野村永一	早崎百合子	吉田太郎

町長	副町長	教育長	総務部長兼企画政策課長	総務部総務課長	総務部総務課長	総務部税務課長	住民福祉部長	住民福祉部長	住民福祉部長	住民福祉部長	健康福祉課長	住民福祉部長	生活環境課長
大橋孝	西脇正博	野村浩太郎	問山孝通	田中信行	渡邊章博	日比重喜	松永博孝	野村博治	高木久之				

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	産業建設部長	農林振興課長	産業建設課長	産業建設課長	産業建設課長	水道建設課長	産業建設課長	産業建設課長	生涯学習課長	教育委員会	教育総務課長	教育委員会	スポーツ振興課長	消 防 長
柏 渕 裕 昭	川 地 豊 己	加 藤 敏 博	伊 藤 博 文	西 脇 和 信	安 藤 淳 一	藤 田 実 芳	佐 藤 昌 子	伊 藤 公 一	堀 田 明 男	山 中 秀 樹	川 地 洋 子	稲 川 諭 実 彦		

○議長（松永民夫君）
（開会時間 午前九時三十分）
おはようございます。

平成二十五年第一回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部の各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いをいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十番 皆川雅子君より、体調不良のため欠席の通告がありました。

ここで、広報取材のため、広報員の議場内の写真撮影を許可します。

ただいまから平成二十五年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定により、一番 岩永義仁君、二番 長澤龍夫君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、五月一日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） 議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

去る五月一日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行

部の出席のもとに開催いたしました。協議事項は、平成二十五年第一回臨時会の日程についてであります。

まず、会期については本日の一日とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定しました。議事日程については、一、開会宣言に続いて、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、斎苑特別委員会中間報告、六、議案の審議、七、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定しました。なお、議案の審議につきましては、専決処分承認三件、条例の制定二件、人事案件の同意一件、工事請負契約の締結一件、以上七件については逐条審議いたします。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任、この件は三件でございます。農業委員会委員の推薦、監査委員の選任同意、合計七件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年度二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、農業委員会委員及び監査委員の諸氏から、それぞれ辞職願が提出されました。

さらに、議会閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び行財政改革特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第十二条第二項に基づき、その辞任を許可しました。

なお、皆さんのお手元に平成二十五年度の予算書が配付してありますので、それぞれ御活用ください。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。本日は、何かと御多用のところ御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

大型連休も天気恵まれて、四月二十八日には養老町のB1グランプリということで、大変盛況のうちに終わることができました。お天気に恵まれたというせいもございませうけれども、盛況だけに終わらせることなく、町の活性化につなげていくということで、今後の対応が大切かなというふうに感じているところがございます。

さて、清華苑の問題につきまして、この後、特別委員会のほうから御報告もございます。町といたしましても、公金等管理適正化検討委員会の中で、今後このようなことが二度と起きないようということと、重ねて全てのことについて明白にするということ

とで、包み隠さずに、私どもも委員会のほうにも赴いてお答えもさせていたきたいというふうに思っております。

ともすれば、まだ何かあるのではなからうかというような疑念もございませうけれども、決して隠すつもりとか、そういうものはないと思います。明白にして、今後二度と起きないような対応をとっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、ことしに入りましてから、交通死亡事故が多発をしております。養老警察署管内で、ことしに入りまして六人の死者が出ております。養老町でも五人の方のとうとい命がなくなる事故が起きております。このことについて危機感を持たれて、警察署のほうから、五月三日の日に、交通事故をなくしたいということで結成をされまして、出発式をとり行つたわけでございます。

警察署、養老町役場、交通安全協会等、他の団体の方も御参集いただきまして、二度とこういった痛ましい事故が起きないようにという意味を込めて出発式をとり行いました。議員各位におかれましては、何かの機会を捉えて交通安全意識の啓発に御協力をいただきたいと思います。昨日も全職員を招集いたしましたので、交通安全についての訓辞もさせていただきました。全町挙げて死亡事故ゼロを目指していきたいと思っておりますので、御協力のほう、よろしくお願いをいたします。

本日は、八件の専決処分、条例制定、同意と御審議をいただくわけでございます。慎重審議をよろしくお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、養老町斎苑特別委員会の

中間報告についてを議題とします。

養老町斎苑特別委員会から、養老町斎苑の事務検査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、養老町斎苑特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

養老町斎苑特別委員会委員長の発言を許可します。

養老町斎苑特別委員会委員長 水谷久美子君。

○養老町斎苑特別委員長（水谷久美子君） 平成二十五年五月八日、養老町斎苑特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第四十七条第二項の規定により、下記のとおり中間報告をいたします。

一、検査に至った経緯。

本年二月二十一日、議会全員協議会において、町長より、本年一月中旬ごろに清華苑勤務の女性嘱託職員による清華苑使用料の着服事実が発覚し、その後、内部調査を行った結果、平成二十四年十一月から平成二十五年一月までの三カ月間に、五件で二十万一千円の着服事実の確認がとれたため、本日付でその嘱託職員を解任した。今後、刑事訴訟法第二百三十九条第二項により告訴するとの報告を受けました。

しかし、同日のマスクミへの発表の内容は、町の内部調査では平成二十二年四月から平成二十五年一月までの間に約百五十件で一千万円以上の着服があったと公表しており、金額などについて

も議会に対する報告内容と大きく食い違いがあり、議会としては独自にこの事件に対し検証を行い、着服金額の確認と執行機関の事務処理の実態や真相を把握し、再発防止に向けての適正化を図り、また今後の議会の監視機能や政策機能の発揮に万全を期すため、二月二十七日、議会全員協議会において、地方自治法第九十八条第一項に基づく斎苑の事務検査を行うための特別委員会を設置する旨、申し合わせをした。

そして、三月四日第一回定例会において、養老町斎苑の事務検査に関する決議を全会一致で可決し、本委員会の設置が決定した。

二、養老町斎苑の事務検査に関する決議。

（一）検査事項。

養老町斎苑「清華苑」の運営業務に係る事務処理に関する事項。

（二）検査方法。

関係書類及び報告書の提出を求める。

検査は、地方自治法第百十条及び委員会条例第五条の規定により、委員十人で構成する養老町斎苑特別委員会を設置し、これに付託して行う。

（三）検査権限。

本議会は、（一）に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第九十八条第一項の権限を養老町斎苑特別委員会に委任する。

（四）検査期限。

養老町斎苑特別委員会は、（一）に掲げる検査が終了するまで閉会中もおこなう検査を行うことができる。

三、検査の仕方。

地方自治法第九十八条第一項の規定に基づき、歳入に関しては清華苑運営業務に係る使用料等の書類と清華苑元嘱託職員の雇用等に関する書類等を、また歳出に関しては、物品購入費や施設管

理費、電話使用料などに関する書類を、それぞれ提出を求め検査をした。また、説明員として関係職員の出席を要求し、必要に応じて説明を求め、質疑を行った。

なお、委員は年度ごとに三つのグループに分かれ、平成二十二年度から二十四年度の書類検査をそれぞれ行った。

四、検査のため出席を求めた者。

総務部長 問山孝通、総務課長 田中信行、住民福祉部長 日比重喜、生活環境課長 高木久之、会計管理者 安藤淳一。

五、委員会の開催状況。

平成二十五年三月四日、第一回定例会開催。正・副委員長を互選。三月十八日、第一回養老町斎苑特別委員会開催。具体的な検査方法等について協議。検査書類（歳入関係）を決定。四月二日から三日、第二回養老町斎苑特別委員会開催。歳入に関する書類検査、書類説明、質疑応答。次回検査書類（歳出関係）の決定。四月十六日、第三回養老町斎苑特別委員会開催。歳出に関する書類検査、書類説明、質疑応答。五月一日、第四回養老町斎苑特別委員会開催。中間報告（素案）の確認。五月八日、第一回臨時会開催。中間報告を議長へ提出。

六、検査書類。

歳入については、過去五カ年分の各個人の使用料の徴収などに関する書類一式。開設から清華苑での公金の管理・運用方法に関する書類一式。平成二十四年五月臨時議会の財源更正に関する書類一式。元清華苑嘱託職員からの一時預かり金に関する書類一式。その他、関係書類一式。

歳出については、清華苑運営業務に係る町費支出証拠書（平成二十二年度から二十四年度）。清華苑運営業務に係る歳出簿（平成二十二年度、二十三年度）。清華苑運営業務に係る科目別支払

状況表（平成二十四年度）。

人事関係については、元清華苑嘱託職員の新規採用からの雇用の経緯及び現金出納員の辞令に関する書類一式（個人情報を除く）。

七、検査結果（現時点での判明事項）。

歳入関係。

（一）使用料収納体制の現状。

ア、使用料の管理体制。

使用料は元嘱託職員が管理しており、清華苑事務室内金庫で一時的保管し、金庫の鍵は元嘱託職員の事務机の中にて保管していた。なお、つり銭の管理をどのようにしていたか、本庁担当課では把握していない。

また、使用料の送金は、ある程度の日数分を元嘱託職員が本庁内の金融機関派出所に向いて入金していたが、その後、銀行員が友引ごとに清華苑へ集金に訪れることとなった。なお、土・日など金融機関が休日の場合は、元嘱託職員と銀行員の調整により、次の友引の日の集金となる場合があるが、特に平成二十三年度後半においては、元嘱託職員は上司の指導があっても一カ月近く入金しないときもあった。着服事件発覚後は、本庁担当課職員が清華苑へ毎日集金に向き、本庁内の金融機関派出所において納入している。

イ、納付書と調定票の現状。

施設利用申込書と納付書の作成や使用料の受領手続は、元嘱託職員と他の職員も携わっていたが、現金の管理と収入金の調定作業は、平成二十二年度以降、元嘱託職員が行っていた。なお、平成二十一年度までの調定作業も清華苑において行っていた。

納付書の様式は、施設利用者、町保管、清華苑保管用の三連複

写の単票、手書きのタイプであり、設備名、金額は印刷されているが、通し番号は印刷されていない。また、数字などが見え消しで訂正されているものもあった。町外利用者にも町内利用者用の納付書を兼用しており、町内利用者用の単価が入っているものを書き加えるなどして使用していた。

なお、送金の際には収入金調定票を本庁担当課へ送付し、納付書の町保管分は清華苑で保管していた。

ウ、確認事項の現状。

本庁担当課職員においては、使用料取扱事務に関して、直接清華苑に出向いての確認作業や徹底した事務指導などがなされておらず、これまでも入金がおくれることについて、元嘱託職員に対し注意はしていたものの、改善されるには至らなかった。また、年間使用料の減少について、町内に民間の斎苑ができたことが原因として、平成二十三年度分斎苑費の財源更正を行い、使用料の見込み額について一千五百万円ほどの減額補正をした。

さらに、平成十八年度初頭までの収入金調定通知書には個人ごとの利用状況が記入された明細書が添付されていたが、その後、財務会計システムが導入されてからは全体の施設項目別の件数と使用料を記入したものに變更されており、個人の利用明細は確認できなくなった。

着服事件発覚後は、本庁担当課職員の集金の際に、収入金調定通知書に納付書の控えや個人ごとの利用状況が記入された明細書を添えて提出している。

(二) 使用料横領の実態。

ア、使用料横領の状況。

本年一月中旬ごろ、本庁担当課長が清華苑予約受付簿と利用料表とをチェックした際、祭壇の使用だけがいない葬儀に疑問を持ち、

元嘱託職員に確認したところ、祭壇の使用はなかったと回答したが、葬儀業者に確認したところ、祭壇を使用したとのことであったため、再度問いただしたところ、祭壇を使用したことが後からわかったので、金額を訂正し、差額分を徴収したとの回答であった。しかし、施設利用者が祭壇使用料を含めた訂正前の領収書を所持していたことから、元嘱託職員は着服を認めた。町は、二月二十一日付で元嘱託職員を解任、三月七日には告訴状を提出し、受理された。

イ、使用料横領金額の状況。

町から議会への報告では、裏づけのとれた着服金額は、平成二十四年十一月から本年一月までの三カ月間で五件で二十万一千円とされていたが、マスコミへの公表では一千万円以上と報道されている。本委員会において検査の結果、帳票との整合性のない多額の使用料が確認され、それはへい獣の処分費までに及んでいた。特に、平成二十三年度は他の年度に比べてかなり大きな金額であった。本事件は、警察において現在も捜査中であり、最終的な着服金額は判明していないため、本委員会においても検査による金額の公表は控えることとする。

なお、本年二月二十五日、元嘱託職員より一千万円の返還金があり、町は一時預かり金として保留している。

(三) 横領事件とセキュリティの関連。

使用料は、送金までの間、事務室内金庫にて元嘱託職員が管理しており、他の職員が確認することもなかった。また、事務室内が外部から見えないように、ガラスを塞いでいた。着服事件発覚後は、取り外されている。

歳出関係について。

(一) 現状。

修繕費については、修繕箇所が発見された場合は本庁担当課へ報告し、担当課から業者へ修繕依頼をしている。湯飲みなどの消耗品費については、現臨時職員については独断で購入することはなく、前もって本庁担当課の了解を得てから購入しているが、清華苑職員が量販店へ出向き、直接購入してくる場合もある。なお、平成二十四年度においては、炉前室の照明に交換に必要な電球が多くあり、省電力タイプの電球に交換したため、電球購入費が多かった。電話使用料については三回線分の契約があり、一般電話用、ファクス用、公衆電話用の回線が引かれている。また、携帯電話が一台あり、友引の日や夜間などの連絡用に清華苑職員が持っている。燃料代については、毎月平均的な使用量である。

人事関係について。
現状。

養老町では、職員雇用の際の保証人は必要としておらず、また臨時や嘱託職員について、年齢制限の規定は特にない。

清華苑職員に対し、現金出納員の辞令は交付されていない。

平成二十二年四月に元嘱託職員を臨時職員として雇用の際は、公募はしておらず、ハローワークを通じての雇用でもない。また、平成二十四年十月からは嘱託職員としての雇用となったが、その際には副町長が二度ほど本人に会って会話をした程度の確認だけであった。なお、同時期にそれまで清華苑に在職していた嘱託職員より退職の願い出があったため、その補充に伴う臨時職員の雇用については公募を行っている。

八、今後の検査。

今回の報告は、あくまでも中間報告であり、本委員会がこれまでに事務検査を行ってきた中で、幾つかの問題点や改善意見が出ていますが、まだ説明できていない事項も多々ある。今後も検査を継

続し、さらに掘り下げて事件の原因を明確にし、その上で最終報告を行う予定である。

養老町斎苑特別委員会委員名。

この検査に携わった委員は、委員長 水谷久美子、副委員長 中村辰夫、以下委員 田中敏弘、野村永一、早崎百合子、吉田太郎、三田正敏、大橋三男、長澤龍夫、岩永義仁である。

以上、養老町斎苑特別委員会中間報告といたします。

○議長（松永民夫君） 養老町斎苑特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、承認第一号から日程第十一、議案第五十一号までの七件については、逐条審議とします。

それでは、日程第五、承認第一号 専決処分承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認についての説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分の承認について。

養老町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成二十五年五月八日提出。

専決処分書。

養老町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十五年三月三十日提出。

この条例の改正の趣旨でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布され、平成二十五年四月一日から施行されたことに伴い、養老町税条例の一部を改正し、平成二十五年三月三十日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。

独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。第三十六条及び第一百八条関係でございます。

また、今回の地方税法の改正に伴う経過措置として、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額については、一律の減額措置が講じられておりますが、平成二十五年四月一日前に耐震基準適合住宅に係る耐震改修に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了される場合における新条例附則第七条の三第六項の規定については、同項中に「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする規定を設けるものでございます。附則第二条第二項関係でございます。

施行日につきましては、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

以上をもちまして、承認第一号 専決処分の承認についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専決処分の承認についての説明をさせていただきます。

承認第二号 専決処分の承認について。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十五年五月八日提出。

専決処分書。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に

より別紙のとおり専決処分する。平成二十五年三月三十日。

改正の趣旨でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律が平成二十五年三月三十日に公布され、平成二十五年四月一日から施行されたことに伴い、養老町国民健康保険条例の一部を改正し、平成二十五年三月三十日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容は次のとおりでございます。

二人世帯で一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯（特別世帯）となる者について、世帯別平等割額を当該移行後五年間二分の一とする特例に加えて、当該移行後六年から八年までの間、世帯別平等割額を四分の三とする特例を新たに設けるものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものであります。

以上で、承認第二号 専決処分の承認についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま提案説明の中で、平等割です

が、五年間は二分の一、六年から八年は四分の三ということですが、四分の一はこの補助なのかお尋ねしたいと思います。

それと、今回の条例改正に伴う養老町内における対象者の現況といえますか、状況はどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松永住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） 水谷議員の質問にお答

えいたします。

ちよつとお聞きしますが、四分の一はどういうこと……。もう一度四分の一の部分をお願いしたいと。

○議長（松永民夫君） 松永住民人権課長、言って。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの町長の提案説明では、平等割において六年から八年は四分の三ということで、四分の一は町の補助というふうを考えてよろしいか。

○議長（松永民夫君） 松永住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） 五年経過後の六年から八年は四分の三課税ということで、これができる前は全額課税ということになりますので、四分の一減額ということになりますので、町の補助というか減額が四分の一になるということでございます。

それから、二十四年度分につきましての二分の一の対象世帯数でございますが、五百二十世帯ございます。それで、二十五年度分の課税世帯ですが、概略でございますが、まず二分の一の該当になる世帯が四百六十三世帯、それから新たに八年から六年に入る世帯、四分の一軽減になる世帯が百八十一世帯でございますが、これはまだ課税が六月の住民税が確定するまでは確実な数字とはなりませんので、御了承いただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） もう少し具体的に話を伺いたいんですが、そもそも今回の条例改正は国のどの部分の特例が消えたことによるものなのか。

そして、ただいま課長の答弁ございましたが、もう少し、傍聴

者もおられますので、具体的に後期高齢者への移行、そして一人の国保の対応というふうな事例を挙げて御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 松永住民人権課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） お答えします。

二人世帯におきまして、一人が後期高齢者、七十五歳になって移られますと、今の制度では世帯平等割が残ったほうの国保に入られている方が二分の一になるという制度がこの五年間ありまして、この三月末で切れるということでしたので、それを恒久的にしたものと、それから五年で切れた後、二分の一の軽減がなくなるということになりますので、それを、その後三年間は四分の一軽減という条例改正でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、承認第三号 専決処分の承認について（平成二十四年度養老町一般会計補正予算）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専決処分の承認についての説明をさせていただきます。

承認第三号 専決処分の承認について。

平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第八号）について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成二十五年五月八日提出。

専決処分書。

平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第八号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十五年三月三十一日。

今回の補正予算につきましては、一部の事業の執行額及び交付額の確定に伴うものの精算並びに養老改元一三〇〇年事業基金への積み立てが主なものでございまして、歳入歳出の総額からそれぞれ一億四百三十一万七千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百億九千八百四十四万六千円とするものであり、平成二十五年三月三十一日に専決処分をしたものであります。

最初に歳出の説明をさせていただきます。

まず十五ページの総務費の総務管理費、目企画費では地方バス路線維持事業の執行額が確定しましたので三百三十九万一千円を減額し、また目養老改元一三〇〇年記念事業基金費では、寄附金

相当額四百九万五千円を積み立てるとともに、まちづくり整備基金の繰り入れを取りやめますので、これに伴い、企画費及び地域振興費の財源更正を行うものがございます。

次に民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、各事業の執行額が確定しましたので、障害者自立支援給付事業の扶助費二千四百三十四万円、障害者地域生活支援事業の委託料二百六十二万円、負担金補助及び交付金三十一万円、扶助費百七十一万六千円、それぞれ減額するものがございます。また、目福祉医療費でも同様に、乳幼児等医療事業千五百四十七万円、重度心身障害者医療事業九百九十一万円をそれぞれ減額するものがございます。

次に、十六ページの衛生費の保健衛生費では、総務管理費と同様にまちづくり整備基金の繰り入れを取りやめることに伴う財源更正を行うものがございます。

農林水産費の農業費、目農業振興費では、農地集積協力金交付額の確定に伴い、戸別所得補償経営安定推進事業費二百九十八万八千円を、またJAにしみの養老南カントリーエレベーターの玄米色彩選別機の導入事業費の確定に伴い、競争力強化生産総合対策条件整備事業千二百七万円をそれぞれ減額するとともに、目畜産業費では、まちづくりの整備基金の繰り入れを取りやめることに伴う財源更正を行うものがございます。

土木費の道路橋梁費では、除雪対策費及び用地買収に伴う補償金について額が確定しましたので、除雪対策費百五十万六千円と道路新設改良費百二十万円をそれぞれ減額するものがございます。次に、十七ページの消防費の消防費、目水防費では、水防活動費の実績に基づき、報酬百十二万七千円を減額するものがございます。

教育費の教育総務費、目事務局費では、留守家庭児童教室事業

の指導員の賃金について、実績に基づき六百九十一万一千円を減額するものがございます。

また、小学校費、目学校管理費では、特別支援教育支援員の賃金について、実績に基づき三百六万三千円を減額し、小学校校舎等施設整備事業については、養北小学校屋内運動場改築工事の入札差金並びに緊急工事の施工等に伴い、工事請負費三百六十二万七千円を減額するものがございます。

次に、十八ページの中学校費、目教育振興費では、生徒就学援助事業の対象生徒数の確定に伴い、扶助費百二十四万円を減額するものがございます。

また、幼稚園費、目幼稚園管理費では、障害児加配分の臨時職員について、実績に基づき賃金二百三十一万五千円を減額するものがございます。

社会教育費、目国際学習会館費では、まちづくり整備基金の繰り入れを取りやめることに伴う財源更正を行うものがございます。次に、十九ページの保健体育費では、ぎふ清流国体養老町開催事業の実行委員会補助金額の確定に伴い九百五十六万六千円を減額するとともに、公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村交付金の額の確定及びまちづくり整備基金の繰り入れを取りやめることに伴う財源更正を行い、町民プール費については重点分野雇用創造事業として当初三名の雇用を予定しておりましたが、最終的に一名であったため、不用額五百四万二千円を減額するものがございます。

公債費の利子では、減債基金の繰り入れを取りやめることに伴い、財源更正を行うものがございます。

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、地方譲与税の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、利

子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金の額が確定をいたしましたので、予算額との差額をそれぞれ補正いたしました。

次に、十一ページの国庫支出金では、交付額の確定に伴い、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金九百九万二千元、民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金五百八十九万円をそれぞれ減額するとともに、教育費国庫補助金の公立文教施設整備費補助金では千五百五万八千円を増額いたしました。

また、県支出金の県負担金では、国庫支出金と同様に交付額の確定に伴い、民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金四百五十四万六千円を減額いたしました。

次に、十二ページの県補助金では、県負担金と同様に交付額の確定に伴い、それぞれの補助金を補正し、総務費県補助金では地方バス路線維持費補助金五万円を増額し、民生費県補助金では障害者地域生活支援事業費補助金二百九十四万五千円、福祉医療費補助金のうち乳児医療費分四百四十二万六千円、重度心身障害者医療費分四百四十三万六千円、労働費県補助金では重点分野雇用創出事業補助金五百四万二千元、農林水産業費県補助金では戸別所得補償経営安定推進事業費補助金二百九十八万八千円、競争力強化生産総合対策事業費交付金千二百七万円をそれぞれ減額し、教育費県補助金では第六十七回国民体育大会競技別リハール大会補助金二十四万四千円を増額し、運営交付金については二百三十七万一千円を減額いたしました。

寄附金では、昨年十一月六日からことしの三月三十一日までに御寄附をいただいた寄附金十四件分、四百九万五千円を計上いたしました。

次に、十三ページの繰入金では、減債基金及びまちづくり整備

基金の繰り入れを取りやめるということで、それぞれ二千五百万円、九千三百万円を減額いたしました。

諸収入では、雑入で公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村交付金の額の確定に伴い、五百八十二万五千円を増額いたしました。

次に、十四ページの町債では、学校施設環境改善事業債について、事業費及び国庫補助金の確定に伴い八百七十万円を減額し、財源調整として繰越金四千九百五十九万五千円を増額するものでございます。

また、六ページの第二表 地方債補正につきましては、事業費及び国庫補助金の確定に伴い、学校施設環境改善事業債の借入限度額を八百七十万円減額し、補正後の借入限度額を二億一千五百六十万円とするものでございます。

以上で、承認第三号 専決処分承認についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点で質問をさせていただきます。

まず第一点目は、留守家庭児童教室事業費の六百九十一万一千円の減額ですが、実績に基づくというたぐいの提案説明ですが、この施策は働く保護者を支え、また子供たちが安心・安全で放課後を過ごすというふうにおいては、本当に大切な子育て支援の施策の一つだと思っておりますが、現場においては働く指導者の中に時間の賃金支給の格差が非常にあるというようなことで、例え

ば低学年、特に一年生なんかは四月、五月、早いお帰りのときはそれだけその担当になる指導員は時間が長く、賃金が高学年に比べて多く支払われる現状にあるわけですが、これらのことは現場サイドに任せてあるのか、教育委員会として何かの指導が行われているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、第六十七回のぎふ清流国体の関係ですが、全て財源がそろうたと思いますが、町の負担分はどれだけだったのか。また、養老町で開催した総事業費の内訳について、お尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

留守家庭児童教室についてでございますが、賃金格差ということで指導員の賃金時間に開きがあるのではないかとということだと理解いたしました。今高学年とおっしゃいましたが、実際には幼稚園のほうにおいて幼稚園のほうは二時半から三時半まで一時間延長保育を行っておりますので、留守家庭のほうへ園児が来るのが三時半からになりますので、その分について逆に小学校においては平均でございまして、三時五分から留守家庭に入りますので、その関係で幼稚園のほうの賃金が少なく、小学校のほうの賃金のほうが上がるという現状があります。夏休みについては、朝の八時から六時半まで預かっておりますので、その辺の格差はないんですが、平日においての三十分から約一時間についての格差がございまして。

それで、指導につきましては、一応指導員をコーディネーターしていただいている先生がことしから嘱託職員ということでお見えになるんですが、その方と教育委員会と相談をしてどの方をど

こへ配置するということはしております。

ただ、幼稚園につきましては、やはり幼稚園免許を持っている方を優先に入れて入れている関係上、どうしても固定ではないんですけれども、そちらで仕事をしていただきたいという方がお見えになります。ただ、臨時職員の長期雇用にならないということ、三年をめどに異動はかけておりますので、配慮はしております。最終的に支給額に開きがあるのは事実でございます。

指導につきましては、教育委員会としてもその辺の実情のほうは把握しているつもりでおりますので、極力開きがないようにということとは配慮したいと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） 次に、伊藤スポーツ振興課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（伊藤公一君） ただいまの国体に関する御質問にお答えをさせていただきます。

町の負担はどれくらいかという御質問だったかと思いますが、二十四年度の収支決算におきまして、解散総会を二月二十八日に行いました折に御報告をさせていただきました。残分の九百六十万三千五百三十六円ということで、この時点ではこのような解散総会で繰り越しをさせていただいておりますが、その後、口座の解約を三月八日に行いまして、そこで欠席者の方の資料送付代とかを支出いたしました結果、今回九百五十六万六千七百七十七円ということ、返還を町にさせていただくものでございまして、そのうちの町の補助金につきましては二十四年度におきましては六千七百六十万一千円の町の補助金でございました。この後、先ほどの九百五十六万六千七百七十円が返還ということでございますので、差し引き五千八百三十四万二千二百二十三円の町の補助金ということで、解散総会においてそのような結果となります。

また、事業関係の工事関係は、二十二年度、中央公民館の野球場を第一期で八千三百六十八万五千円、また二十三年度第二期、中央公園の野球場八千七百八十八万五千円、またミーティングルームが一千百三十四万円。これにつきましては都市公園の事業補助金が二分の一ということでございます。また、スマイルグラウンド、サッカー場でございますが、こちらにつきましては防球ネット、散水設備等で一千八十八万円使っております。整備事業につきましては一億九千三百七十九万円でございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 二点質問します。

まず一点目でございますが、これ確認になるかと思うんですが、労働費の収入のほうで、県補助金の中で、重点分野の雇用創出事業補助金ということで五百四万二千円がでなくなったかどうかわかりませんがカットされ、町民プールの関係で委託費の中に取り込んでおったというふうな歳出になっておるようでございますが、その辺のところを間違いないかどうかという点と、もう一点は県の市町村振興協会からの交付金五百八十二万五千円の金額が雑入で入ってきております。これはどういう目的のものでというか、どういう使用をしないという、何かそういうことがついてきておるのか、何でもええで無造作に使える交付金なのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 伊藤スポーツ振興課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（伊藤公一君） 今、中村議員から御質問ありました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に対しまし

て、町民プールにおいてスポーツコーナーということ、三名当初この事業を用いまして雇用を予定いたしました。当初予算で上程させていただきまして、お認めいただいております。ございますが、五月に一名の採用はいたしましたわけでございます。その後、採用を十二月まで募集をしておりましたが、追加の採用には至らなかったということで、今回事業の変更をいたしまして、二月二十八日に二百二十三万九千円の変更交付が決定されたことによります今回の補正の減額ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの中村議員の御質問に

お答えいたします。

岐阜県の市町村振興協会の市町村の交付金の内容でございますけれども、これにつきましてはオータムジャンボの宝くじ、それからサマージャンボの宝くじの収益金の配分金でございます。サマージャンボとオータムジャンボについては、発売元である都道府県を通じて岐阜県の市町村振興協会、これは全国あるわけですが、けれども、そちらのほうへ交付されます。収益金はそれぞれ都道府県の販売実績に応じて交付されるということで、それが各市町村にまた配分されるという形になっております。

それから、使途につきましては地域振興に使うというような形で決まっておりますので、以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） それでは、関連に基づいてやりますのでお願いいたします。

まず最初に、水谷議員がお話ししたぎふ清流国体ですけれども、九百五十六万六千円がマイナスということで、今、課長のほうからの報告で六千七百万円ほどの結局予算が出て、九百五十六万六千円ということで、我々野球場に対しては倉庫とかいろいろなことをやりましたけど、スマイルグラウンドについて前からも言っていたように、こうした機会だから何とか倉庫なり、子供たちが雨にぬれてどこかに隠れるとかそういうところに対しての何か施設を同じような形でつくってもらえんかということを提案したけど、そういった予算が残るんやったら、なぜそういうことをもつと計画してくれないかと、そういう機会に。そういうことを課長のほうからちよつとお願ひできたら。

それともう一点、先ほど中村議員が、町民プールやけれども、コーディネーターが三名から一名に減ったということで、そうした中で三名から一名に減って、そういう事業が本当に一年間いいのかということ。なぜ三名を募集したか、そして一名しか来ななんだと。そういうような後の、一名でよかったのかという一遍それの報告をお願ひしたいんですけど。

○議長（松永民夫君） 伊藤スポーツ振興課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（伊藤公一君） ただいまの吉田議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、スマイルグラウンドの倉庫とか、実際の競技される方の雨にぬれない方法ということでございます。こちらにつきましては、整備事業ということの中で、昨年までの整備計画の中に防球ネット、散水設備の改修はさせていただいておるわけでございますが、そのときの補助事業があったのかなかったのかということも、ちよつと私も申しわけないんですけど、そのところは確認してございますが、今後、また私も四月からこの部署につきまし

たので、トップのほうとも検討させていただきたいということ、そのような回答をさせていただく程度にさせていただきたいと思ひます。

もう一点につきましては、十分の十の補助金ということで、今回緊急雇用におけるスポーツコーディネーターということで、そのように町民プールの運営につきましては民間の業者さんに実際に委託をしておるわけでございますが、そちらのほうで確保ということでお願ひをさせていただいたわけでございますが、こちらのほうは先ほど申し上げましたように三名をということで、将来スポーツコーディネーターということで、養老町内の方ということで希望させていただいたわけでございますけれど、募集は十二月までさせていただいたというところで、先ほども申し上げましたが、そういうことにつつとつきたいという方が一名しかいらつしやらなかったということでございます。事業としてはたくさんさせていただいたかかったわけでございますが、そのように申し入れされた方がお一人だったということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 補足を西脇副町長より行います。

西脇副町長。

○副町長（西脇正博君） 御無礼いたします。

補足説明をさせていただきます。

国体の残予算が出たので、それを倉庫というんですか、物置を整備したらどうだというふうなお話であったというふうに思ひます。

実は予算の執行ということで、そういう予算が余った場合を有効利用してほかのものに利用するという考え方ももちろんあるんだらうと思うんですけども、私どもとしては、余ったものは余

ったものとしてきちんと精算をする。それで、要望の中でこういうものをつくってほしい、ああいうものをつくってほしいとある場合については、それを新たに補正を組んで対応するというのが原則でございますので、今回はこういう形で整理をさせたということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、副町長から言われましたように、前から課長には、国体のやる前から、やるならせつかくだからこういう形、そういう予算をつけるなら国体と同時にそういう倉庫とか、そういう形をつくってくださいという要望はしてありました。ただ余ったから言うんじゃないかと、前から言っておるやつを、最終的にはその予算内でつくらなかったということで、これから検討してほしいなということで、これを言っておきます。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
ここで暫時休憩いたします。

再開は十一時といたします。

（午前 十時四十五分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、議案第四十九号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十九号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案第四十九号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定について。

養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年五月八日提出。

本年一月二十一日に発覚した元本町嘱託職員による公金横領事件は、公務員としてはあるまじき行為であり、このような不祥事で町政に対する町民の信頼を大きく失墜させたことはまことに申しわけなく、町民の皆様深くおわびを申し上げます。

現在、事件の全容解明及び再発防止に向けて鋭意取り組んでいくところでございますが、町民の皆様に対し、多大な御迷惑をおかけしていることは大変遺憾であり、また事の重大さを痛感しております。

今回の事件を受けて、関係職員七名の懲戒処分を三月二十八日

付で既に行ったところでございますが、行政の任命権者である町長及び監督責任者である副町長の責任を明確にするため、特別職の給料の減額措置を講ずべく本条例を制定するものでございます。給料の額は、町長が給料月額額の百分の八十を乗じて得た額、いわゆる二〇%の減額でございます。副町長は給料月額額の百分の九十を乗じて得た額、一〇%の減額とし、給料減額措置の期間は本年六月一日から八月三十一日までの三カ月間といたしたいと存じます。

以上で、議案第四十九号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 関連として質問したいと存じます。

このような条例が出されるということは、非常に私も残念でならないわけでございます。今御説明のように、発覚してから、議会としても九十八条の特別委員会を設置して、先ほど冒頭に報告したとおりでございますが、私たち議会としてどういう形で君たちも責任をとるのだという声が大でございますが、その前に、提案されたことに対しますことと、もう一つは、議会としても、毎月、一般会計、特別会計の一つの報告を各議員にはしております。そういう中で、特に公務としてありますように、補助金あるいは助成金に對しまして、公正な形で交付されておるのか、また一項目として、徴収として分担金、負担金、使用料等の収入について

も各議員にも毎月例月の会計監査の報告をいたしておるわけでございますが、それは当然職員としては責任の責務を果たされておると存じます。しかし、こういう中に至った以上は、この後、町としてどういう形で職員に対して指導強化を図っていくのか。

いま一つ、町の職員以外に嘱託職員が大勢おるわけですが、七つの使用料等いろんな徴収のそうしたものがございしますが、そうしたものに對して、現在どういう体制で町は取り組んでおるのか。その点、関連として説明を願いたいと存じます。

一応この案件は、これで私は賛成をいたしますが、この点についてお伺いしたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の提案は、先ほども述べましたように、やはり任命権者としての私の責任も大でございます。また、仰せのように、職員に對する綱紀肅正というものは事あるごとに申し述べているわけでございます。

現金は、なるべくさわらないようにというようなことを基本的に、今改革をしているところでございます。

また、臨時職員、それから嘱託職員についても、今までこういった研修がなされてきておりませんでした。副町長に命じて、早期にそういった臨時職員についても、町の職員であるという自覚を持つて、一般の公務員と何ら変わるところはないという、そういった認識を持っていただくための研修と、この事件発生のおきには全職員を招集して訓示もしたわけでございますし、また今年の仕事始め式の訓示においても重く受けとめて、全庁挙げてこの不名誉を払拭すべく努力するように訓示を述べているところでござ

ございます。こういったことのないような、そういった職員の認識を持ってもらいたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ただいま町長のほうより、特別職の職員の給料の支給額の特例の条例が提案されました。

大変遺憾であるというふうに町長もお考えになっておられるよう、提案説明の中にもございましたが、実は告訴はされておりますけど、今現在まだ警察で調査中ですね。その中で、今回町長のほうからの提案説明では三カ月間の処分を受けますよという条例を出されたわけですが、今現在、全く状況がどういふふうに進んでおる、やったことは事実、私たちも調査しておりますので、あつたことは事実ですので、それはそれでやむない事実ですが、そのことだけに対してのこの条例の考え方なのか。それとも、これから警察で出てくる判定がどうなるかわかりませんわね。出てきたときの形によって、改めてもう一度責任を問うということもお考えになっておられるのかという点。

それともう一つは、町民の方のお話の中では、町長、副町長もぜひ、職員に六カ月の最高を与えておきながら、少なくとも途中でありますが辞令交付をし、そしてその途中のときにも既に調査の結果では、中間報告の中にもあつたと思うんですが、入金がおくれた何かしておつたというような事態が起きておる中で嘱託職員にされた。そういうところも私はもっと重く見ていただく必要もあるのかなと。

決してこれはあかんとおっしゃっておるわけじゃないんですが、私は

町民の意向を聞き、それから町長も賢明なる判断をされる町長であるとも私も確信しておりますので、その辺、町民から私がよく聞く職員の最高の六カ月というような話が既に新聞報道でありましたが、もう処分されておるといふことですが、それをあえて町長並びに副町長は三カ月。金額の率は別にしまして、非常に不均等であると同時に、最高責任者である町長はもう少し賢明なお考えをしていただくとありがたいということでは思っておりますので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 中村議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。

現在捜査中であり、その総額が明確になっていないという中でこのように減給の条例でございますけれども、おおよその総額等も勘案しまして、他市町の例、それから前回ございました養老町の不祥事に対するときの例等を参考にさせていただいたということでございます。

ただいま職員の最高額である六カ月間、十分の一というのが一番重い懲罰ということになっております。私も懲罰委員会には出席をしておりますけれども、やはり過程を聞いた中で、直接の管理監督責任者である課長という者が一番重いであろうというような意見であつたようにございます。そういうものを踏まえまして、私に最高責任者としての責任がどれぐらいだと問われますと、判断基準が明確なものではございませんが、おおよそ他市町等の例に比例して決定をさせていただいたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今答弁いただきまして、やっぱり他市町

村という話も出ております。調べられてこういう結果を出されたんではないかと思いますが、いずれにいたしましてもまだ捜査中であると冒頭申し上げました。その中でこういう結果が出て、そしてなおかつ我々の調査の中では、嘱託職員にするよという辞令まで出された。だから、その前に当然アルバイトの関係でやっておったということでございますので、途中で入金というか、集めた金をなかなか銀行へ持っていかないとかというような、おくられておるようなことがありながらも嘱託職員にしたという責任は、かなり重大であるというふうに私は思っております。

同時にもう一つは、六カ月というふうにこだわるかもしれないけど、まだ刑が決まってない。刑というか、逮捕されておるわけじゃないと私は思っておるんですけど、逮捕されたかどうかまだ新聞紙上でも伺っておりますし、執行部のほうからの話も聞いておりませんが、その状況で単純に三カ月、これでもうチャラですよ。チャラという言葉を本会議で使っていいかどうか問題ですけど、そういうことでは非常に町民に不信感を抱かれるんじゃないかというふうに私は思っています。

だから、例えば今回この条例で通しておいて、次なる正式に対応され、そして起訴され、刑が決まった段階で町長は改めてもう一度考えてこういう条例を出し直すというお考えがあるのかどうかという点をお聞かせ願いたいというふうに思っています。

私はこの際やで、思い切って修正をお願いできればというふうに思っています。それは執行部で出された以上はやむを得ませんけど、僕はよくいろんなことで新聞の中でも話が出ていますし、養老町の議会の中でも、きょうはお休みでございますけど、かわりがあったんではないかというふうなことも出ております。な

いということをおっしゃってみえますので、それはそれでここにくどく申し上げませんが、そういうこともはっきりとあけたほうが私はいいんではないかと。そういうことによつては町長の肩の荷が少しでもお ringanではないかというふうに思います。だから、そういうことも含めて、いま一度、今後三カ月だけでチャラというか、終わりにするのかどうかということも御返答願いたいと思います。以上。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ちよつとお答えが中途になっていたようで、申しわけございません。

捜査中であつて総額が決まっていないうことで、この処分が妥当かどうかというようなことになるかと思えますけれども、総額そのものは予想を立てての処分ということを考えておるわけでございますけれども、職員の処分をいち早くして身を律するということの意味において、今回五月の臨時会で提出をさせていただきました。公金の横領ということについては、先ほども申しましたけれども、他市町との比較でこういったものでございます。

また、別件のことについて、これから御審議もいただいております。ようでございますので、そういうものが出てきたりすれば、また別の意味で身を律するということもあるかと思えます。最終的な報告を待ち、また私どもも最終的な結論を待ってから、新しい事実等が出てきましたら検討をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 町長及び副町長に質疑をいたします。

まず町長にですが、今回の横領事件は、故人を弔うという人の心情行為に踏み込んでいるため、他の公共料金の徴収に絡んだ横領にはない異質の罪深さがあるとの認識はありますか。

二点目は、二月二十一日に議会全員協議会において初めてこの横領事件を公表されました。これは、町長としてつかんだ最初の事実なのでしようか。公表はしなかったが、以前にも斎苑使用料をこの嘱託職員が不適切な対応をしたことを確認しておきながら、内部的に処理、いわゆるもみ消した事実はなかったですか。

三点目は、町民の中には二年十カ月の勤務の間に一体幾ら我々の血税が給料として支払われたのかという声がございます。せめてプラス・マイナス・ゼロとして、正・副町長、関係職員、そして議員も責任をとるべきとの声がございます。

ちなみにこの着服臨時職員の支払い賃金ですが、平成二十二年、百九十一万三千六百円、平成二十三年、百九十四万五千六百円、平成二十四年度四月から九月まで九十四万七千二百円、合計で四百八十万六千四百円。平成二十四年十月嘱託職員になってから平成二十五年二月まで、給与六十七万七千五百円、通勤手当五千六百円、期末手当三万八千六百円、勤勉手当一万五千五百二円、計七十三万六千三百六十七円の支払いがでございます。町長は、先ほどの声に、上程された町長二割カット三カ月、副町長一割カット三カ月、応えていると思われませんか。

副町長にお尋ねをいたします。

三月の一般質問で、平成二十四年十月に嘱託職員に昇給をさせた折に、二回ほどの面接をして、監督責任者としてこの人ならとの判断で、副町長御自身の判断で昇給が決定したわけですけれども、嘱託職員には臨時職員にはない手当がございます。特に勤勉手当、勤務期間率と勤勉率で支給されているというふうにして

おりますが、この勤勉率ほどのようになっていたのでしょうか。平成二十三年度後半においては、元嘱託職員は上司の指導があつても一カ月近く入金していない事実があり、当然そのことを副町長は御存じではありませんでしたか。にもかかわらず、この人ならとの判断はどこから出てきたのですか。その監督責任をどうお考え、一割カット三カ月の御自身のけじめについての認識を伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の三点ほどにお答えをしたいと思います。

当初おっしゃられましたように、故人を弔うためのお金ということで、そういった意味においては非常に特殊な犯罪であるし、またその重さも確かに重いのかなというふうには思います。

ただ、税収といいますか、一般会計の中に入ったお金の盗難と意味でのお金だろうというふうに思いますが、大変遺憾なことだというふうに考えます。

また、二点目の、発覚が一月二十一日だったと記憶をしておりますけれども、それまでについての事実、そういった事実を把握していたかどうかということ、不適切な行為ということでございますが、一部、前年の十二月ほどにはそういったことを少し耳にはしておりますが、横領というようなことは全く考えておりませんでした。ただ、課長から報告を受け、はつきりしましたということです。仮に知っているのなら、もっと早くに処分をしたというふうに御理解をいただきたいと思えます。

それから三点目でございますけれども、私どもの処分、それか

ら職員の処分をあわせての穴埋め的な御発言かというふうに思い
ますけれども、私どもは横領の当事者ではございませんので、た
だ管理監督責任としてどのような形で身を律するかというような
意味でこういう条例を出させていたでいております。町民の皆さ
ん方の節税をお願いしながら、こういう事実が発覚したことに対
しては大変重く受けとめているところではございますけれども、
同一金額を私どもの減給で穴埋めするというようなこととは少し
意味合いが違うのかなというふうに思います。よろしく御理解を
いただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 御無礼をいたします。

水谷議員の質問に回答させていただきたいと思えます。

嘱託に二十四年十月一日付で昇格をさせておるわけでございま
すけれども、確かに三月の議会の折に二回ほど本人に会っておる
というお話はさせていただいた、回答させていただいたというふ
うに記憶しております。

ただ、私の認識としては、面接という形は考えておりません。
十月一日からは臨時職員が二名になってしまおうということで、そ
れではちよつとまずいんではないかというような考え方の中で、
嘱託がやめますので、嘱託という立場の人間も必要であろうとい
う判断の中で嘱託にしてはというような考えもありました。その
ためには、やはり顔も見ただことのない人間を嘱託に上げるのかと
いうようなことになってしまいますので、本人の人となりを私人
りに判断をすべきではないかという判断で、本人に会ったという
ことでございます。

勤勉率の問題もお話をされたわけでございます。確かに担当課
長のほうからは、入金がおくれているというように報告は受けて

おったというふうに思います。ただ、問題が問題でございませ
ぬで、私のほうも公金の横領ということまで、念頭には実はござい
ませんでした。おかれておるなら注意をして、期日までにきちつ
と納めるようにという形で指導してほしいというような指示はし
ておるだろうというふうに思うんですが、そこまでの認識はござ
いませぬでした。また、本人に対するいろんな世間の風評とい
ますのか、あの人ではちよつといかんですよとか、人となりに対
してのいろんな風評といったものについては、私の耳には一切届
いておりませぬでした。なかなか、そういう人を判断するとい
うのは非常に難しゅうございます。私自身、人の見る目がないん
だと言われればそれまででございますけれども、そこまでの私は目
を持つていなかったという部分で反省はいたしておるところで
ございます。

確かに、人を疑うということは、非常にづらいことでございま
す。「人を見たら泥棒と思え」というのは、本当に悲しいことわ
ざでございませぬけれども、私ども職員は信頼関係で結ばれてお
るわけでございますので、人を、仲間をそんな疑いの目で見るなん
ていうことについて、私は本当につらうございます。そんな目は
持ちたくない、むしろそんなぐらいいならいっそのこと職員みたい
やめちやいたいと思うくらいにそういう状況でございませぬけれ
ども、立场上そんなわけにもまいりませぬので、起こった事実は起
こった事実として、きちつと私自身、これからの勤務の中で改め
てまいる点は改めてまいりたいなというふうに思っております。
よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほど町民の方の、せめてプラ・マ
イ・ゼロというのは、本当にこのやり切れない思いがそういうふ

うなことで言わせているというふうに認識をしていただきたいと思えます。

それから副町長にですが、担当課長から副町長にSOSといえますか、そういうことが発せられたときに、何でおきているのか、その原因を担当課長に調べさせ、報告しなさいということは言われませんでしたか。言われなかったのであれば、なぜそういう指導を監督責任者としてなされなかったのか、やはりお聞きしたいというふうに思います。

それから町長にですが、今後、警察や司法が解明する事実と矛盾した場合、つまり町長自身があのときしっかりと対応をし、議会にも報告しておくべきだったという事実が明らかになったとき、先ほど前年の十二月にというふうなことが言われたと思いますけれども、そういうふうなことが明らかにになった場合、どういうふうに責任をとるという用意はありますか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

矛盾というふうにおっしゃいましたけれども、記憶の間違い等であるのならば、明らかに私がその事実を隠しているとか、虚偽の報告をしているとかというふうなことになるれば、やはり重大な決断をしなければならぬと考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 西脇副町長、自席で答弁。

○副町長（西脇正博君） 御無礼いたします。

なぜ担当課長から報告があったときに、おきているのかを調べるように指示をしなかったかというお話だったと思います。そこまでの状況に至っておるというふうな思っていないか、私も事実だろうと思えますし、ちょっと私も前後関係がはっきりしませんので、いつそういう話だったかという具体的な期間の認

識がございませんので、申しわけございませんけれども、おくれおるといふ報告を受けたのは事実でございますので、そのときには本人に担当課長から注意をするようにという指示は出しておると思えます。

ただ、なぜおくれおるかということにまでは踏み込んでおりませんでした。その点、私も至らなかつたという部分はあると思えます。

ただ、それは先ほども申しましたけれども、信頼関係というものもございませんし、それからこれはちよつと言うていいかどうかわかりませんが、御家族に議員さんがいらつしやるというふうな安心感もあつたということは事実でございますので、まさかという思いは当然あるだろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 反対討論をいたします。

横領期間の二年十月、かけがえのない命の弔いで、清華苑でどれだけの悲しみの涙が流されたことでしょうか。ただいま上程された条例改正は、弔いの心を間引きされた御遺族の無念さに応えているものではないというふうに思います。

私自身も、平成二十二年、二十三年度にわたって虚偽の決算の決算特別委員長として、全会一致で決算を承認してしまいました。

町民から負託を受けている議決権、執行機関に対する批判監督権を行使できませんでした。本当に申しわけないというふうに思っております。

当然、議会から選出されている監査委員もかりです。斎苑特別委員会の最終報告を終えた後、議員提案で議員報酬の減額、議会としてもはじめをつけなければいけない、六月議会に提出しなければならぬという議員の動きもございます。そのことを申し述べ、反対討論いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、議案第五十号 養老町新型

インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十号

養老町新型インフルエンザ等対策本部条例について、御説明をさせていただきます。

議案第五十号 養老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

養老町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年五月八日提出。

制度の趣旨でございますが、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（行動計画）や発生時における措置、緊急事態措置を定めることにより、発生時における国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成二十四年五月十一日に公布されました。

法の施行は公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりましたが、この平成二十五年四月十三日に施行されました。新型インフルエンザ等緊急事態宣言（法第三十二条第一項）により、緊急事態措置を実施すべき市町村に指定された場合、市町村長は直ちに市町村対策本部の設置が義務づけられたことから、対策本部に関する必要な事項について条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、条を追って説明させていただきます。

まず、第一条におきましては、新型インフルエンザ等が発生したときは基本的対処方針に基づき、みずからその区域に係る新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとするを目的として定めております。

次に、第二条においては、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うため、対策本部長、本部長を置くことを定めております。

第三条では、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を行うことを定めております。

また、第四条では、必要と認めるときは対策本部に部を置き、

新型インフルエンザ対策に関する事務を掌理することを定めてお
ります。

この条例は、公布の日から施行するものとございます。

以上で、議案第五十号 養老町新型インフルエンザ等対策本部
条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、同意第一号 固定資産評価

員の選任同意についてを議題とします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、
討論を省略し採決いたします。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第一号 固

定資産評価員の選任同意について、説明をさせていただきます。

四月一日付の人事異動に伴い、地方税法第四百四条第二項の規
定により、後任の固定資産評価員を選任する必要があるために同
意を求めるものでございます。

同意第一号 固定資産評価員の選任同意について。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条第二
項の規定により、次の者を固定資産評価員に選任したいので、同
意を求めるものです。平成二十五年五月八日提出。

住所、養老町鷺巣千百二十五番地二、渡邊章博、現税務課長で
ございます。

以上で、同意第一号 固定資産評価員の選任同意についての提
案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、議案第五十一号 東部中

学校大規模改造工事（第一期）請負契約の締結についてを議題と

します。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号

東部中学校大規模改造工事（第一期）請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

議案第五十一号 東部中学校大規模改造工事（第一期）請負契約の締結について。

町は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成二十五年五月八日提出。

昭和五十六年に建設されました東部中学校特別教室棟は、耐震診断結果がI s 値が〇・五五と、耐震性ありとするI s 値の〇・七を下回っておりますので、耐震補強工事を行い、また築後三十一一年が経過し、外壁や内装の経年劣化や傷みが著しいので、大規模改修工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

契約の内容でございますが、契約の目的、東部中学校大規模改造工事（第一期）。

契約の方法、指名競争入札。入札者は養老町大巻、大橋組、それから養老町蛇持の佐竹組、大垣市神田町のT S U C H I Y A 株式会社、大垣市西崎町の岐建、岐阜市鹿島町の市川工務店、岐阜市六条南の内藤建設、それから大垣市浅草一丁目の宇佐美組、それから揖斐川町三輪の西濃建設、それから大垣本今の高岩組、それから大垣市上石津町の桐山組、全部で十社によります。町内業者二社、町外業者八社の十社により入札を行いました。

落札金額は消費税を入れての一億六千五百九十万円でございます。

す。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。

工期は、本契約締結の日から平成二十五年十月十日まで。

工事の場所は、養老町下笠地内でございます。

工事の概要、特別教室棟耐震補強、それから屋上防水改修、それから外壁改修、内装改修、電気・機械設備等の改修でございます。

以上で、議案第五十一号 東部中学校大規模改造工事（第一期）請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしく御審議ください。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は一時からいたします。

(午前十一時四十四分 休憩)

(午後 一時 〇〇分 再開)

○副議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

○副議長(吉田太郎君) ただいま、休憩中に松永民夫議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(吉田太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程順序を変更し、先にすることに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○副議長(吉田太郎君) それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、九番 松永民夫君の退場を求めます。

〔議長 松永民夫君 退場〕

○副議長(吉田太郎君) お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(吉田太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定いたしました。

〔九番 松永民夫君 入場〕

○副議長(吉田太郎君) ここで、辞職されました松永民夫君の御挨拶をお願い申し上げます。

○九番(松永民夫君) 御無礼をいたします。

この一年間、議長職を務めさせていただきました。無事議長職を終えることができました。これもひとえに議員の皆様方、また町長さん初め執行部の皆様方の御支援と御協力のたまものでございます。心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この一年間、いろんなことがございました。昨年については、ぎふ清流国体、本当に四十数年ぶりということ、いろんな事業にも出席をさせていただいて、いろんな経験をさせていただきました。また、そのほかにもいろんな事案がございましたが、皆様方の御支援をいただきまして、議長職を無事務めさせていただきました。議会のため、町政のために一生懸命尽力いたしますので、よろしく御指導のほどをお願いします。本当にありがとうございます。(拍手)

○副議長(吉田太郎君) ありがとうございます。

ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して議長選挙についてを先議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後一時〇四分 休憩）

（午後一時二十分 再開）

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第二、選挙第一号

議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田太郎君） 十一番 中村議員。

○十一番（中村辰夫君） 公職選挙法に基づいて、投票をお願いします

たいと思いますが、よろしく願います。

○副議長（吉田太郎君） ただいま中村議員より投票により選挙を

行う発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員数は十二名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二條第二項の規定により、立会人に岩永義仁君、

長澤龍夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはなしと認め、投票を終わります。

す。

開票をお願いします。

岩永義仁君、長澤龍夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数十二票、有効投票十二票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、田中敏弘君十二票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、田中敏弘君が

議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長に当選されました田中敏弘

君が議長に選ばれます。会議規則第三十三條第二項の規定により、

当選の告知をします。

ここで、当選されました田中敏弘新議長より御挨拶をお願いします。

○新議長（田中敏弘君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員各位の御推挙をいただき、伝統の品格のある養老町議会議長に就任させていただきました。大変光栄でありますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

私が町議会の議席をいただいて十年たちましたが、今、地方自治は大きな転換期を迎えております。地方分権時代の本格的到来により、地方自治体の責任はますます大きくなってきており、私も議会が町民の負託と信頼に応えるため、二元代表の一翼を担う機関としての強い発信力のある議会を目指す必要があると考えております。課題の解決のため、執行機関と相互に緊張関係を保ちつつ、開かれた議会運営、政策審議の一層の活発化を推進していく所存であります。この住みやすい環境や、老いを養う温かな優しい人情が根づいた我が町のために、微力ながら勇気を持って挑戦を続けてまいりたいと思います。

議員各位はもとより、町長初め執行部各位の御理解、御指導、御協力をお願いし、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございます。

それでは、田中議長、議長席にお着きください。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（田中敏弘君） 就任早々ですが、ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後一時二十九分 休憩）

（午後一時三十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩中に吉田太郎副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（田中敏弘君） それでは、追加日程第三、許可第二号 副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、五番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔副議長 吉田太郎君 退場〕

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

副議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について、これを許可することに決定しました。

〔五番 吉田太郎君 入場〕

○議長（田中敏弘君） ここで、辞職されました吉田太郎君の御挨拶

撈をお願い申し上げます。

○五番（吉田太郎君） 皆さん、この一年間、松永議長とともに副議長という大役をさせていただきました。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

松永議長のなかなか補佐はできませんでしたが、自分なりに一生懸命やったと思います。本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（田中敏弘君） ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

○議長（田中敏弘君） それでは、追加日程第四、選挙第二号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 中村辰夫議員。

○十一番（中村辰夫君） 公職選挙法に基づいて、投票をお願い

たします。

○議長（田中敏弘君） ただいま中村議員より投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（田中敏弘君） ただいまの出席議員数は十二名です。次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に大橋三男君、三田正敏君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（田中敏弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（田中敏弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（田中敏弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

大橋三男君、三田正敏君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（田中敏弘君） 開票の結果を報告します。

投票総数十二票、有効投票十一票、無効投票一票です。

有効投票のうち、早崎百合子君十一票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、早崎百合子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（田中敏弘君） ただいま副議長に当選された早崎百合子君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました早崎百合子新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（早崎百合子君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推挙により、養老町議会副議長の要職に就任させていただくことになり、責任の重大さを痛感しているところでございます。微力な私でございますが、議長の補佐役として、また議員の皆様方の御理解と御協力をいただき、行政改革の推進と、議会が公正で円滑に運営できますよう、誠心誠意、最大限努力をしてみたいと思っております。

また、町民の皆様方の御期待に沿えるよう、安心・安全なまちづくり、そして住んでよかったと思える誇りのあるまちづくりを目指して、職責を全うする所存でございます。

執行部の皆様方を初め議員の皆様方、さらなる御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。私の副議長の就任の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（田中敏弘君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十二、選任第二号 常任委員

会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会には、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、中村辰夫君、水谷久美子君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会には、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、不肖田中敏弘、皆川雅子君、岩瀬進君、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は四階南委員会室にて、産業建設委員会は四階北委員会室にてお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後一時五十分 休憩）

（午後二時二十分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、委員出席のもとに総務民生委員会を開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が指名推選により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

私は、もとより微力でございますが、各委員の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行政運営を図りながら、少子・高齢化対策や防犯対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのために、さらなる福祉事業の推進など、当委員会にとつての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 次に産業建設委員会委員長 三田正敏君。

○産業建設委員長（三田正敏君） 産業建設委員会の御報告をさせていただきます。

ただいま休憩中に、委員出席のもと産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私三田正敏が指名推選により、また副委員長には長澤龍夫委員が指名推選により選任されました。

このたび、委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりのため、都市生活基盤の強化・充実に、また活力ある産業づくりのために全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お

願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十三、選任第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、中村辰夫君、以上四人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十四、選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、長澤龍夫君、三田正敏君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、岩瀬進君、以上六人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十五、選任第五号 議会日より

編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会日より編集特別委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、早崎百合子君、野村永一君、松永民夫君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会日より編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会日より編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十六、選任第六号 行財政改革

特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選

任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、行財政改革特別委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、田中敏弘、松永民夫君、中村辰夫君、岩瀬進君、水谷久美子君、以上十二名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、行財政改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会の委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後二時二十七分 休憩）

（午後三時 〇六分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長長の報告を求めます。

初めに議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） ただいまの休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。委員全員の出席のもとでございます。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私中村辰夫が指名推選により、ま

た副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。私は、みずからの浅学非才を鑑みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に議会改革特別委員会委員長 長澤龍夫君。

○議会改革特別委員長（長澤龍夫君） ただいま休憩中に、委員出席のもとに議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私長澤龍夫が指名推選により、副委員長には岩瀬進委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として、政策立案や政策提言を積極的に行い、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど、今後、鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 次に議会だより編集特別委員会委員長 大橋三男君。

○議会だより編集特別委員長（大橋三男君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選でございます。

協議の結果、委員長には不肖私大橋三男が投票により、副委員長には早崎百合子委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、読者の立場に立った紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 次に行財政改革特別委員会委員長 水谷久美子君。

○行財政改革特別委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に、

委員全員出席のもとに行財政改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私水谷久美子が指名推選により、副委員長には野村永一委員が指名推選により選任されました。

今後、時代の要請にふさわしい、より簡素で効率的・透明な行財政運営を目指すため、議会としても調査・研究を行うなど、鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、行財政改革特別委員会の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十七、推薦第一号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員については、議長が指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員については、議長より指名

することに決定しました。

地方自治法第百十七条の規定により、三番 大橋三男君の退場を求めます。

〔三番 大橋三男君 退場〕

○議長（田中敏弘君） それでは、議会推薦の農業委員会委員には、大橋三男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました大橋三男君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よつて、議会推薦の農業委員会委員には、ただいまの指名のとおり推薦することに決定しました。

〔三番 大橋三男君 入場〕

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十八、同意第二号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第百十七条の規定により、十二番 岩瀬進君の退場を求めます。

〔十二番 岩瀬進君 退場〕

○議長（田中敏弘君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第二号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、議員のうちから監査委員を選任するため、同意

を求めるところでございます。

同意第二号 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、次の者を監査委員に選任したいので、同意を求めるところです。平成二十五年五月八日提出。

住所、岐阜県養老郡養老町直江百三十八番地、岩瀬進。

議員のうちから選任されました岩瀬進議員を選任したいので、同意を求めるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔十二番 岩瀬進君 入場〕

○議長（田中敏弘君） ここで、午前中審議をいただいた承認第二号 専決処分承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、水谷議員からの質問に対する担当課長の答弁に漏れがあったため、補足答弁の申し出がありますので、これを許可します。

松永住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（松永博孝君） 午前中の回答の中で漏れがございましたので、説明させていただきます。

特定継続世帯の四分の一軽減の財源の内容についての御質問でございましたが、基盤安定負担金といたしまして、国が二分の一、県が四分の一で、あと残り四分の一は町の負担となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 以上で終わります。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十五年第一回養老町議会臨時会を閉会します。

長時間御苦労さまでございました。

（閉会時間 午後三時二十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年五月八日

議長 松永民夫

新議長 田中敏弘

副議長 吉田太郎

議員 岩永義仁

議員 長澤龍夫